

# 資料4

## 地方自治体において留意いただきたい事項について

平成24年9月18日  
子ども・子育て関連3法説明会

内閣府・文部科学省・厚生労働省

## 目 次

### 1. 地方自治体において当面对応が必要となる事項

- (1) 平成25年度予算の確保について
- (2) 事業計画の検討について
- (3) 保育緊急確保事業を活用する自治体における計画等の策定について
- (4) これまで届出対象外であった事業所内保育等の取扱について
- (5) 認定こども園の一層の普及促進について
- (6) 複数の設置主体による幼保連携型認定こども園の新規認定の停止等について
- (7) 施行準備のための体制の整備について
- (8) 新制度における事務の一元的実施体制の整備等について
- (9) 市町村及び都道府県における合議制の機関の設置について
- (10) 保育士の人材確保について

### 2. 新制度に関する補足事項

- (1) 児童福祉法等に基づく認可と子ども・子育て支援法に基づく確認について
- (2) 公設民営方式を導入している保育所について
- (3) 子ども・子育て支援法附則第9条について  
(学校教育のみを利用する子どもに係る施設型給付費の経過措置)について
- (4) 「施設型給付」を受けない幼稚園に対する私学助成等の継続(附帯決議)について
- (5) 幼保連携型認定こども園の施設の定義について
- (6) 幼保連携型認定こども園の入園資格について
- (7) 都道府県における幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関について
- (8) 幼稚園の名称の使用制限に関する経過措置について
- (9) 保育教諭に関する教員免許更新制の適用について
- (10) 放課後児童健全育成事業の対象について
- (11) 教育公務員特例法の一部改正について
- (12) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について
- (13) 私立学校振興助成法の一部改正について

# 1. 地方自治体において対応が必要となる事項

## (1) 平成25年度予算の確保について

平成25年度には、各自治体で以下の予算を確保することが必要。

### 地方版子ども・子育て会議の開催のための経費

主体： 地方版子ども・子育て会議を設置しようとする都道府県及び市町村

内容： 事業計画等の調査審議のために必要な会議を開催するための経費

→事業計画の検討についてはP.3参照

市町村及び都道府県における合議制の機関の設置についてはP.6参照

### 事業計画策定に向けたニーズ調査のための経費

主体： 全市町村

内容： 事業計画策定に向けたニーズ調査のための経費

→事業計画の検討についてはP.5参照

### 制度管理システム調達のための経費

主体： 全市町村( システム構成によっては、都道府県も対象となることもあり得る)

内容： 新制度における地方自治体の業務を円滑に行うための電子システムを調達するための経費

なお、必要なシステムの仕様等については、25年秋頃までをめどに国において今後調査検討することとしており、必要な情報については適時お知らせする予定。

よって早ければ平成25年度補正予算にて予算計上が必要となることが見込まれる。

## (2) 事業計画の検討について

平成27年10月に消費税が10%に引き上げられる場合、最速で平成27年4月に新制度を本格施行することが想定される。その場合における事業計画の検討スケジュールは下記のとおり。

### 【市町村子ども・子育て支援事業計画】

～ 国の基本指針(案)に即して策定～

～ 地方版子ども・子育て会議において検討(設置しない場合は子ども・子育て支援の当事者への意見聴取)～

平成25年度 市町村子ども・子育て支援事業計画の検討開始  
・現在の子ども・子育て支援施策の把握・評価、区域設定など  
(後半～) ニーズ調査の実施(国の基本指針(案)に即して実施)

平成26年度(前半) 都道府県への協議(必要に応じて都道府県が広域調整)  
事業計画の確定、都道府県に提出

### 【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画】

～ 国の基本指針(案)に即して策定～

～ 地方版子ども・子育て会議において検討(設置しない場合は子ども・子育て支援の当事者への意見聴取)～

平成25年度 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の検討開始  
・現在の子ども・子育て支援施策の把握・評価、区域設定など

平成26年度(前半) 市町村計画を踏まえた計画案の作成(地域間バランスなども考慮)  
事業計画の確定、内閣総理大臣に提出

### (3) 保育緊急確保事業を活用する自治体における計画等の策定について

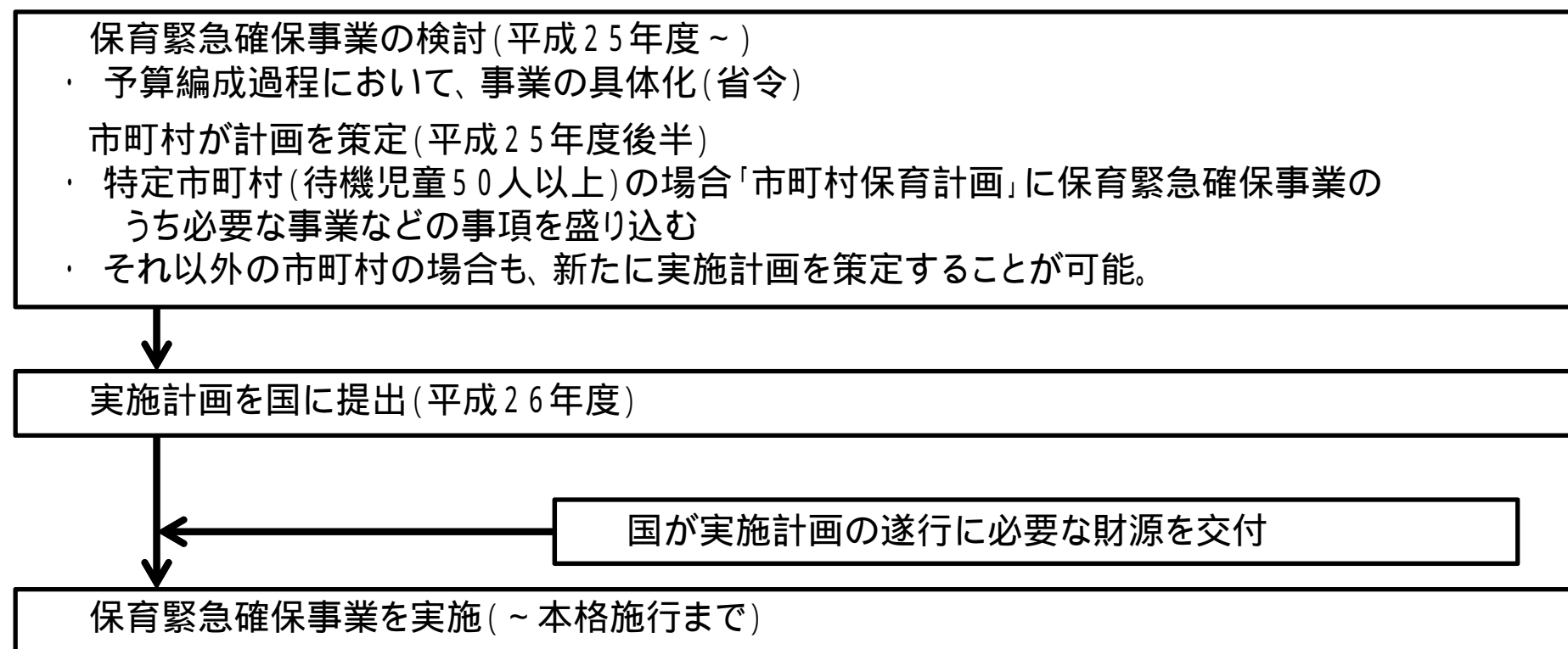
新制度に基づく給付・地域子ども・子育て支援事業への円滑な移行を図るため、平成26年度から本格施行までの間、保育の需要の増大等への対応として、保育緊急確保事業の仕組みを盛り込んでいる(子ども・子育て支援法附則第10条)

緊急保育確保事業...小学校就学前子どもの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業であって、内閣府令で定めるもの

待機児童が50人以上いる特定市町村は、市町村保育計画に盛り込んだ上で、保育緊急確保事業を実施することが必要であり、それ以外の市町村も、実施計画を策定した上で実施することが可能である。

保育緊急確保事業として位置付けられる事業の詳細については、内閣府令(省令)で定めることにしており、平成26年度予算編成過程において具体化していくことにしているため、積極的な活用を図られたい。

#### 保育緊急確保事業実施の流れ



#### (4) これまで届出対象外であった事業所内保育等の取扱いについて

新たな制度では、これまで認可外保育施設としても届出の対象となっていなかった事業所内保育事業( )、居宅訪問型保育事業についても、市町村の認可事業とし、財政支援の対象としている。

ここでいう事業所内保育事業とは、事業主が、従業員の子どもを保育するために設ける保育施設のうち、一定程度地域の子どもを受け入れ保育するものをいう。

各市町村におかれては、これまで届出義務のないこれらの事業を把握する必要があるため、都道府県等と連携し、適宜情報収集に努められたい。

また、これらの事業者はこれまで行政に対する届出義務がないため、新制度についての情報が不足しているおそれがある。

各市町村におかれては、これらの事業者が適切に認可の申請等を行うことができるよう、都道府県等とも連携し、新制度の周知徹底に努められたい。

(5) 認定こども園の一層の普及促進について

**公布通知P.20を参照**

(6) 複数の設置主体による幼保連携型認定こども園の新規認定の停止等について

**公布通知P.20を参照**

(7) 施行準備のための体制の整備について

### **行政窓口の一本化等**

本格施行時には、幼保連携型認定こども園に係る認可・指導監督の一本化や「施設型給付」の創設等を行う新制度を一元的に管轄できる体制を整備することが必要であることを踏まえ、その実施準備として、まずは対外的な窓口の一本化を行っていただき、その上で、必要な体制の構築に向けて具体的に検討を行っていただきたい。

### **準備組織の設置**

事業計画や条例の策定を始め、関係部局の連携の下で多くの施行準備事務を実施することから、25年度を目途に、必要な準備組織の設置に努められたい。

(8) 新制度における事務の一元的実施体制の整備等について

**公布通知P.38を参照**

(9) 市町村及び都道府県における合議制の機関の設置について

**公布通知P.11～12を参照**

## (10) 保育士の確保について

新制度の施行により、保育の量的拡充を進めていくためには、不足しがちな保育士の人材確保を進めて行く必要がある。

保育士の人材確保については、新制度においても、職員の処遇改善等の対応を行うことにしているが、新制度の施行前から、下記の保育士確保対策を講じているところである。

各自治体におかれては、これらの事業を積極的に活用し、保育士の確保に努められたい。

### 潜在保育士の再就職支援

- ・保育の質の向上のための研修事業(安心こども基金事業)  
再就職支援研修を含む研修実施に必要な費用、研修参加のための職員代替に伴う賃金の補助
- ・再就職支援コーディネーター配置事業(安心こども基金事業)  
就職先の提案や求職者と雇用者のニーズ調整を行う「再就職支援コーディネーター」を福祉人材センター等に配置する費用の補助

### 保育士試験受験資格認定基準の改正

保育士試験の受験資格の実務経験に、認可外保育施設での勤務経験を追加(平成24年度から実施)

### 認可化移行促進事業(保育対策等推進事業費補助金)

認可外保育施設の認可保育所への移行に必要な保育内容等の指導を行う保育士の雇い上げ費用の補助



## 2. 新制度に関する補足事項

### (1) 児童福祉法等に基づく認可等と子ども・子育て支援法に基づく確認について

新たな制度では、児童福祉法等に基づく認可等を前提とし、施設・事業者が認可等を受けていることを確認して、給付の対象とすることになる。

認可を受けた施設・事業者から申請があった場合、市町村が、対象施設・事業であることを確認し、給付による財政支援の対象とする。

確認：市町村事業計画に照らし、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認。

認可等、確認の流れについては、資料「市町村、都道府県、国の役割」P. 7を参照

確認された認可施設等は給付の対象となり、その給付の費用負担は、国1 / 2、都道府県1 / 4、市町村1 / 4となる。

公立施設の場合、確認を行った上で、費用負担は市町村10 / 10(地域型保育を除く)

私立施設で、学校教育のみを利用する子どもに係る施設型給付費については、経過措置を設けている。  
詳細については、本資料P. 10を参照

## (2) 公設民営方式を導入している公立保育所について

公設民営方式を導入している公立保育所については、新制度の下でも、引き続き、同方式による保育所として維持することが可能となっている。

また、公設民営方式による公立保育所を認定こども園に移行することを検討する場合、以下の対応が考えられることに留意されたい。

### 幼保連携型認定こども園に移行する場合

幼保連携型認定こども園は学校であるため、その管理・運営を包括的に民間委託することは認められていない。

公立学校の管理・運営を包括的に民間委託することは現行法制上、認められていない。

このため、幼保連携型認定こども園への移行に当たっては、公設民営方式によることは認められないが、委託先が社会福祉法人・学校法人である場合には、改正認定こども園法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園の仕組みに移行することが可能である。

幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人

### 保育所型認定こども園に移行する場合

公設民営方式の保育所そのまま保育所型認定こども園に移行することが可能である。

上記のほか、委託先が社会福祉法人・学校法人のほか、株式会社、NPO法人等の法人である場合には、改正児童福祉法第56条の8に規定する公私連携型保育所の仕組みを活用した上で、公私連携型の保育所型認定こども園に移行することが可能である。

(3) 子ども・子育て支援法附則第9条について

(学校教育のみを利用する子どもに係る施設型給付費の経過措置)

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」を創設することとしているが、これまで別々の財政措置の下で運営されてきた状況に鑑み、従前の国・地方の負担状況からの円滑な移行が可能となるよう、学校教育のみを利用する子どもに係る施設型給付の支給の基準及び費用の負担等について、以下のとおり経過措置を設けることにしている。

学校教育のみを利用する子どもは、概ね現在の幼稚園利用児に相当し、これに対する施設型給付費については、現在の幼稚園に対する財政措置を移管する形で財源が確保されることになるが、

現在の幼稚園に対する財政措置は私学助成と幼稚園就園奨励費補助の組み合わせで、その費用負担の実態は国が約2割、地方が約8割となっており、保育所の運営費と大きく異なること、

私学助成は都道府県によって大きなばらつきがあり、新制度で全国一律の制度に統一することが実態上難しいこと  
から、円滑な移行が可能となるよう、当分の間、全国统一費用部分(義務的経費)と地方単独費用部分(裁量的経費)との組み合わせによることにしている。

但し、その場合においても、次に示すとおり、全国统一費用部分と地方単独費用部分が施設型給付費として一体的に支給される仕組みを担保する。

## 学校教育のみを受ける子どもに係る施設型給付費の経過措置

施設型給付費の額は以下の )と )の合計額とする。

) 現行の私学助成の国庫負担額等を勘案して国が設定した基準により算定した額  
( = 全国統一費用部分)

費用負担は国:都道府県:市町村 = 2:1:1

) 標準的な学校教育の提供のために「通常要する費用」と )の差額を参酌して  
市町村が定める額  
( = 地方単独費用部分)

この「通常要する費用」については、国が参考として示す予定。

また、都道府県は、 )の費用に充てるため市町村に対して補助することができることとする。  
国として、県の補助・市町村の給付設定に係る地方財政措置の標準単価を示す予定。

これにより、財源措置されている総額について、地方単独費用部分も含め、施設型給付として一体的に措置される仕組みを担保する。

長時間・短時間利用及び  
標準時間利用(本則)

標準時間利用に関する当分の間の経過措置  
(附則)

都道府県  
による補助

特定教育・保育  
に通常要する  
費用を勘案して  
定める費用の  
額(国基準)

特定教育・保育に  
通常要する費用(B)

地域の実情、(A)と(B)の  
差額等を参酌して市町村  
が定める額

…地方単独費用部分

法施行前の私学助成等  
の水準、保護者負担、  
園の所在地域等を勘案  
した額(A)

(国基準)

…全国統一費用部分

都道府県による補助の割合  
(「地方の裁量による事業」部分  
に係る都道府県と市町村の負担  
割合)については、地方交付税  
措置の標準単価の検討と合わ  
せて今後検討。

**施設型給付費**

国庫負担対象  
(義務的経費)  
(国:都道府県:市町村  
= 2:1:1)

**施設型給付費**

地方の裁量による事業  
(裁量的経費)

**施設型給付費**

国庫負担対象  
(義務的経費)  
(国:都道府県:市町村  
= 2:1:1)

**利用者負担**

**利用者負担**

標準的な  
利用者負担

標準的な  
利用者負担

【本則】

(子ども・子育て支援法27条、65～68条)

【当分の間の経過措置】

(子ども・子育て支援法附則9条)

(4) 「施設型給付」を受けない幼稚園に対する私学助成等の継続(附帯決議)

新制度では、教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の設置者の申請により、市町村が「施設型給付」の支給対象として確認を行う。

「施設型給付」を受ける施設については、公定価格を基本とすること、正当な理由がなければ利用申込みを拒んではならないこと(応諾義務)などの制約が課せられる。

「施設型給付」を受けるかどうかは施設の設置者の判断だが、「施設型給付」を受けないこととした幼稚園についても、私学振興の観点から、政府としては私学助成に対する補助や幼稚園就園奨励費補助を継続するため、各自治体においても引き続き財政支援を行っていただきたい。

「施設型給付」を受けるかどうかについての幼稚園の意向調査については、今後、国において実施することを予定しているが、各自治体にご対応いただくこと等の詳細については、内容を整理の上、改めて周知する予定。

なお、衆議院・参議院における附帯決議においても、「施設型給付」を受けない幼稚園に対する財政措置の充実に努めることが求められている。

(参考)

衆議院・社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における附帯決議(抜粋)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

4 新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする事。

参議院・社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における附帯決議(抜粋)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

14 施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする事。

- (5) 幼保連携型認定こども園の施設の定義について  
公布通知P.14を参照
- (6) 幼保連携型認定こども園の入園資格について  
公布通知P.15を参照
- (7) 都道府県における幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関について  
公布通知P.17～18を参照
- (8) 幼稚園の名称の使用制限に関する経過措置について  
公布通知P.19～20を参照
- (9) 保育教諭に関する教員免許更新制の適用について  
公布通知P.20を参照

- (10) 放課後児童健全育成事業の対象について  
公布通知P.23を参照
- (11) 教育公務員特例法の一部改正について  
公布通知P.32を参照
- (12) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について  
公布通知P.33～34を参照
- (13) 私立学校振興助成法の一部改正について  
公布通知P.36を参照